研究開発活動不正行為（「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」及び公的研究費「不正使用」）告発事案の処理の流れ

告発者（何人も可。原則顕名、匿名も可）

報道機関・学会等の不正指摘

告発受領窓口（人材開発部）

告発受領窓口（外部）

・・・悪意の告発は不受理

関係役員（理事長、副理事長、人材開発担当理事、監事）への報告

30日以内

予備調査

告発事案ごとに理事長が指定した役職員等による予備調査

〔不正行為の可能性、告発内容の合理性、調査の可能性等〕

理事長、副理事長、人材開発担当理事、監事への報告
本調査要否の判断

告発者へ調査を行わない旨を通知

30 日以内に調査開始

調査委員会による本調査

告発事案ごとに役職員等及び外部有識者から理事長が任命・委嘱

5か月以内

〔被告発者の弁明聴取、関係者の聴取、再実験の実施等〕

理事長等への調査結果報告

告発者及び被告発者へ調査結果を通知

競争的資金に係る事案は告発受付から
210 日以内に資金の配分機関に報告

不服申立てがあった場合

被告発者の不服申立て（調査結果通知受領後60日以内）

調査委員会（又は調査委員会に代わる者）の不服申立てに関する審査

調査委員会（又は調査委員会に代わる者）による再調査

理事長等への再調査結果の報告、告発者及び被告発者への通知

・被告発者からの申立て
　⇒申立て受付から原則 50 日以内
・悪意と認定された告発者からの申立て
　⇒申立て受付から原則 30 日以内

不正行為認定時又は悪意による告発認定時の
調査結果の公表、是正等対応措置

〔不正行為なしと認定した場合は、原則公表しない。〕